



国際評価基準審議会 (IVSC) の年次総会につ いて

—2019年10月会議の概要—

IVSC評議員

や ま だ た つ み
山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会(International Valuation Standards Council: IVSC)の年次総会、評議員会(Board of Trustees)、基準レビュー理事会(Standards Review Board: SRB)、有形資産基準理事会(Tangible Assets Standards Board: TASB)、企業評価基準理事会(Business Valuation Standards Board: BVSB)、金融商品基準理事会(Financial Instruments Standards Board: FISB)、会員及び基準認識理事会(Membership and Standards Recognition Board: MSRB)及びアドバイザリー・フォーラム・ワーキンググループ(Advisory Forum Working Group: AFWG)などの会議が、2019年10月7日から9日まで、シンガポールで開催された。

本稿では、評議員会での議論を中心に記述するが(下記2から5)、これに加えて、下記6において、総会(Alistair Darling卿の評議員会議長としての承認)及び総会の直前に開催されたのれんに関するパネルディスカッションについて

も報告する。

このうち、評議員会で議論された主な議題は次のとおりである。

- (a) 新評議員の選任
- (b) MSRB、SRB、TASB、BVSB、FISB及びAFWGの活動報告
- (c) IVSCの活動資金の調達について
- (d) APEC Initiativeの活動報告

2 新評議員の選任

評議員として、マレーシア証券委員会前議長のRanjit Ajit Singh氏が選任され、今回の会議に参加した。この人選は、IVSCの評議員数を定款で定める18名まで、順次、増員していこうという方針の一環で行われたものである。増員に当たっては、アジアなど、今後、国際評価基準(International Valuation Standards: IVS)の普及を重点的に図っていきたい地域や、IVSCの活動資金を提供してくれるスポンサーなどに人的ネットワークを有する多様な人材を採用しようとしている。評議員会は、このような拡大によって、IVSに対する信頼を醸成し、国際的な認知度をより一層高めたいと考えている。

3 MSRB、SRB、TASB、BVS、FISB及びAFWGの活動報告

前回の評議員会(2019年3月)以降のMSRB、SRB、TASB、BVS、FISB及びAFWGの各組織の活動状況について各議長から報告が行われた。

(1) MSRB

MSRB議長のEric Teo氏からMSRBの活動に関して、次の報告があった。

(a) 「IVSアドプション認識マーク」(IVS Adoption Recognition Mark)の開発の進展状況¹

MSRBは、IVSを採用し、ある一定の要件を満たした評価専門職業組織(Valuation Professional Organization: VPO)及び当該VPOの構成員に付与する「IVSアドプション認識マーク」に関するコンサルテーション・ペーパーを2019年5月に公表した(コメント締切りは2019年8月20日)。今後、受領したコメントの検討を行い、他のVPOからさらにインプットを求め、AFWGが検討しているIVSのアドプションに関する議論とも連携をとりながら、この制度の新設に向けて検討を進める。

(b) IVSの国際的な認知度を向上させるための一環として、アカデミアとの関係強化、そして、大学でのIVS教育を充実させるためのカリキュラムの作成について取り組んでいる。

(c) AFWGと共同で、職業専門家としての技量(professionalism)を継続的に維持・強化することを職業専門家の「義務」として位置付け、それを遵守することを確認するような仕組みを検討しており、これは、IVSCのVPOが遵守しなければならない義務(Professional Member Obligations:

PMOとして文書化されている。)の見直しとなるので、これについても検討する。

(d) 現在、IVSCには、アソシエイト会員(Associate Member)というステータスがある。これは、現時点ではVPOの資格を満たさないが、近いうちにVPOとなることを目指している会員という位置付けであり、経過的なステータスである。しかし、この地位に長らくとどまっている会員に対して、VPOとなるための努力を促進する必要がある、それへの対応を考えている。

(2) SRB

SRB議長のMark Zyla氏からSRBの活動に関して、次の報告があった。

(a) IVSCは、2017年5月に、「コメント募集(Invitation to Comment)」(コメントの締切りは、2017年8月15日)を公表し、その中で、6項目(非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、生物資産、採掘産業及び棚卸資産)を示して、これらを、今後、IVSとして取り上げるべきかどうか、また、取り上げるとするとどのような方向で検討すべきかという点について、意見募集を行った。そこで受領したコメントなどを基に、BVSやTASBにおいて、順次、6項目の議論が続けられている。2019年7月には、これらのうち、IVS220「非金融負債(Non-Financial Liabilities)」が新設された。

(b) 上記(a)に関連して、今後、IVSは、利害関係者のニーズ及び期待に対応できるように、必要とされるテーマを遅滞なく検討し、その成果を、随時、IVSに反映することとしているが、これは、ある一定期間において改訂されるものではなく、IVSは、必要に応じて改訂されるliving documentsであることを意味している。また、今後、各基準の

「結論の根拠」の充実も図るつもりである。

(c) 評価は、監査済みの財務諸表で用いられる公正価値にとって非常に重要な役割を果たしているため、今後の戦略としては、従来にも増して、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board: IASB)との連携を図ることとし、さらに、国際監査基準(ISA)とIVSとの連携も図るため、国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB)との関係の構築・強化も図る予定である。

(3) TASB

TASB議長のBen Elder氏からTASBの活動に関して、次の報告があった。

(a) 現在、米国、カナダ及びIVSCの関係者間で不動産評価基準の内容の統合化プロジェクト²が進められているが、IVSを基礎として、それぞれの基準で用いられる用語の統一化のみならず、評価のプロセスの統一化も含めて関係者と検討している。

(b) 今後、①近年、企業の活動の評価に当たり注目を集めている「社会的価値(social value)」(無形資産か有形固定資産かの議論を含む。)や、②バーゼルⅢ(国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的として金融機関の自己資本比率規制や流動性規制などの強化を求めている。)に関連して、最近、欧州銀行監督局(European Banking Authority)から提案された「保守的価値(conservative value)」といったテーマを取り上げる予定である。

(4) BVS

BVS議長のアンドレアス・オehl氏からBVSの活動に関して、次の報告があっ

た。

(a) 2019年9月に「のれんは減耗資産か(Is Goodwill a Wasting Asset?)」というパースペクティブ・ペーパー(Perspective Paper)を公表した³。のれんに関しては、現在、米国会計基準審議会(FASB)やIASBにおいて、のれんの償却を認めるべきかどうかに関する議論が行われており⁴、事業評価の観点からのれんとは何かについての見解を提示し、IVSCとして、この議論に貢献したいということから公表されたものである(後述のように、これを基に、総会の直前にのれんに関するパネルセッションが開催された(下記6(2)参照。))。本パースペクティブ・ペーパーでは、のれんは減耗資産ではないとのIVSCスタッフの見解が示されている。

(b) 棚卸資産(inventory)評価に関するプロジェクトを進めており、2019年12月までに公開草案を公表することを予定している⁵。

(c) ESG(環境・社会・ガバナンス)に関連する要素が企業評価に与える影響(特に、評価モデルの割引率に与えるネガティブなインパクトなど)について今後検討する。

(5) FISB

FISB議長のGavin Francis氏からFISBの活動に関して、次の報告があった。

(a) FISBで取り上げるテーマに関する「金融商品アジェンダ・コンサルテーション コメントのお願い(IVSC Financial Instruments Invitation to Comment)」(コメント締切りは2019年9月26日)を2019年8月7日に公表したが、これに対するコメントが8件あった。コメント期間が短く、また、質問内容が抽象的であったこともあり、コ

メント数が少なかった。これを受けた今後の方針として、IVS500「金融商品の評価(Financial Instruments)」を数次に分けて段階的に改訂していくことを含めて検討している。IVS500のより具体的な改訂内容を盛り込んだ第2のコンサルテーション・ペーパーを2020年上半期中に公表することを検討する。

(b) IBOR(銀行間取引金利)改革に関しては、現在、事態が進行しており、また、各国によって状況が異なる。しかし、何らかのガイダンスを公表することが必要と考えられるので、緊急度の高いプロジェクトとして検討を行う。また、場合によっては、パースペクティブ・ペーパーを公表することも考える。

(6) AFWG

AFWG議長のJohn Martin氏からAFWGの活動に関して、次の報告があった。なお、AF(Advisory Forum)は、IVSCとその主要メンバーである各国のVPOとの対話を行う場として設定されている機関である。

(a) 現在、2020年までに主要国でIVSを採用することを実現するために進めている「Adoption 2020」では、各国のVPOの考え方を整理するために、2019年末までにポジション・ペーパーを公表する予定である。

(b) 現在、米国、カナダ及びIVSC間で、不動産の評価基準の統一化に向けての議論が進展していることは、大変喜ばしい(上記3(3)参照)。それ以外の国の評価基準の設定機関に対しても、国際的な評価基準の統合化を意識してもらうのにより刺激となると考えている。

4 IVSCの活動資金の調達について

IVSCの活動は、2015年の組織改革

以降、順調に拡大してきている。それともなっており、テクニカルスタッフの増員や事務所スペースの拡大が必要となってきた。IVSCの活動資金は、その多くを、限られた数のスポンサーに依存しており、会費収入だけでは活動資金を賄えない状況である。そのため、評議員会では、継続的に資金調達源泉の拡大の方策について議論を続けている。この問題を直ちに解決する妙案はなく、今回は、スポンサーの拡大(特に、今後は金融機関などへ協力を求めていく)及び企業会員(corporate member)の拡大などを図っていくことが議論された。

5 APEC Initiativeの活動報告

元評議員であるNicholas Brooke氏(香港在住)が担当となって、APECからの要請で、域内のメンバー21か国にIVSを資産評価の基本原則として導入することを勧めるための活動を2014年から行っているが、その進捗状況について、次のような報告が行われた。

- (a) 2019年10月にチリで開催予定のAPECの財務大臣会議で、評価(特に企業評価)の重要性が確認される予定である。
- (b) APEC地域では、企業評価の重要性の度合いが国によって異なる。発展途上国では、金融機関による中小企業への資金提供に当たり企業評価が果たす役割が大きい、それ以外の国々では、IPOや企業買収での役割が期待されており、その際に、企業評価に高い品質が求められているという違いがある。このような特性に応じて、各国へのIVSの導入を勧めている。
- (c) IVSに関するセミナーを、ベトナム、タイ及びインドネシアで行った。
- (d) 日本では、企業評価に関する職業

専門家組織の設立に向けた議論が行われている。

6 その他

(1) 年次総会での評議員会議長の承認

これまで評議員会議長であったDavid Tweedie卿が今回の総会で退任し、2019年6月に評議員に就任した、英国の、元大蔵大臣(Chancellor of the Exchequer)であったAlistair Darling卿を新しい議長に選任することが承認された(任期は3年で、1回の更新が可能)。

(2) のれんに関するパネルディスカッション

2019年10月9日の総会の直前に、のれんに関するパネルディスカッションが1時間開催された。ここでは、IVSCスタッフが2019年9月に公表した「のれんは減耗資産か」というパースペクティブ・ペーパーを基に議論が行われた。参加したのは、Andreas Ohl氏(BVSB議長)、Eugene Hsiao氏(CFA Institute)、Wiley Pun氏(Savills Valuation Services)、Kevin Prall(IVSCスタッフでパースペクティブ・ペーパーの執筆者)及び筆者であった。

パースペクティブ・ペーパーの結論は、企業評価の観点からは、企業の買収価格にpermanent valueの一部としてのれんが含まれており、また、買収後に生じる企業価値の増加は、取得時ののれん以外の資産が有期の耐用年数を有していることを考えると、支払ったのれんに帰属すると考えられるので、「のれんは減耗資産ではない」というものである。この点をめぐって議論が行われ、筆者は、日本の多くの関係者が支持するのれんの償却の必要性に関する考え方を説明した。議論に参加して、筆者は、企業評価に携わ

る評価人の多くは、パースペクティブ・ペーパーの結論にそれほど違和感を持っていないように感じた。その原因は、取得時ののれんに何が含まれるかに関して、企業評価に携わる関係者と企業会計に携わる関係者との間に考え方の違いがあるからではないかと思われる。日本の企業会計に携わる関係者の間では、のれんを償却しないことによって、取得後に生じる自己創設のれんが実質的に認識されることになることは、自己創設のれんの認識が禁止されている企業会計の原則に抵触すると考えられている。しかし、企業評価に携わる関係者は、取得後に生じる自己創設のれんに対する期待は、すでに買収価格に含まれていると考えており、企業買収後に当該事業が生み出すキャッシュ・フローが拡大することは、支払った対価の成果が実現していると考えているようである。このような考え方の違いを埋めるために、今後とも、両者の間でさらに意見交換が行われることが必要ではないかと思われる。

<注>

- 1 MSRBは、当初、「品質マーク(Quality Mark)」という名称で、「事業評価」のみを対象として、事業評価を行うVPO及び当該VPOの構成員が一定の信頼水準を満たす技術的能力を有していることを示す場合にのみ、品質マークを付与するという構想を考えていた。IVSCは、2018年5月にコンサルテーション・ペーパーを公表し、このような「品質マーク」の創設に関して関係者にコメントを求めた。寄せられたコメントの多くは、事業評価のみを対象とするのではなく、不動産や有形資産なども含めたすべての資産評価を対象としたものとすべきであると意見であった。MSRBは、これに同意し、その方向で制度を見直すことを2018

年10月に決定した。その見直しの結果が、2019年5月に公表されたコンサルテーション・ペーパー「IVSアドプション認識マークの提案 (*Proposed IVS Adoption Recognition Mark*)」である。

- 2 このプロジェクトは、2018年8月に、米国の鑑定財団 (Appraisal Foundation)、カナダ鑑定協会 (Appraisal Institute of Canada) 及びIVSCの関係者が会談し、米国鑑定評価統一基準 (US Uniform Standards of Professional Appraisal Practice : USPAP)、カナダ鑑定評価統一基準 (Canadian Uniform Standards of Professional Appraisal Practice : CUSPAP) 及びIVSの不動産評価に関する規定を統一する方向で議論することに合意して開始されたものである。
- 3 この文書は、IVSCが初めて公表する「パースペクティブ・ペーパー」である。この文書は、評価に関する問題や緊急問題 (emerging issues) に対するIVSCスタッフの見解を示したり、対象とする問題に関する経緯などを示したりすることを目的として、必要に応じて適時に公表

する文書として位置付けられている (IVSではない。)。今回の文書は、のれんについてのパースペクティブ・ペーパーで、これに続いて、さらに現在ののれんの減損モデルの限界などに関する2つのパースペクティブ・ペーパーが2019年中に公表される予定である。

- 4 FASBは、2019年7月に「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理 (*Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*)」を公表し、2019年10月7日を期限にコメントを求めている。また、IASBは、「のれん及び減損」プロジェクトにおいて、のれんの償却も選択肢の1つとするのれんの会計処理の見直しをしており、2020年2月にディスカッション・ペーパーが公表される予定となっている。
- 5 棚卸資産は、IVSCが、今後、IVSに取り入れるべき項目として2017年5月の「コメント募集」で示した6項目 (非金融負債、割引率、アーリーステージ企業の評価、生物資産、採掘産業及び棚卸資産) の1つである。